

ID: 1938

担当部署: 都市整備課

<b>処分の概要</b>	管理計画の認定の更新		
<b>法令名 根拠条項</b>	マンションの管理の適正化の推進に関する法律 第5条の16第1項		
<b>法令番号</b>	平成12年法律第149号		
<b>【基準】</b>	<p>法第5条の16の規定による。 (認定の更新)</p> <p>第5条の16 第5条の14の認定は、5年ごとにその更新を受けなければ、その期間の経過によって、その効力を失う。</p> <p>2 前3条の規定は、前項の認定の更新について準用する。</p> <p>3 第1項の認定の更新の申請があった場合において、同項の期間(以下この項及び次項において「認定の有効期間」という。)の満了の日までにその申請に対する処分がされないときは、従前の認定は、認定の有効期間の満了後もその処分がされるまでの間は、なおその効力を有する。</p> <p>4 前項の場合において、認定の更新がされたときは、その認定の有効期間は、従前の認定の有効期間の満了の日の翌日から起算するものとする。</p>		
<b>標準処理期間</b>	30日		
<b>備考</b>			
<b>設定年月日</b>	令和7年4月1日	<b>最終変更年月日</b>	年 月 日